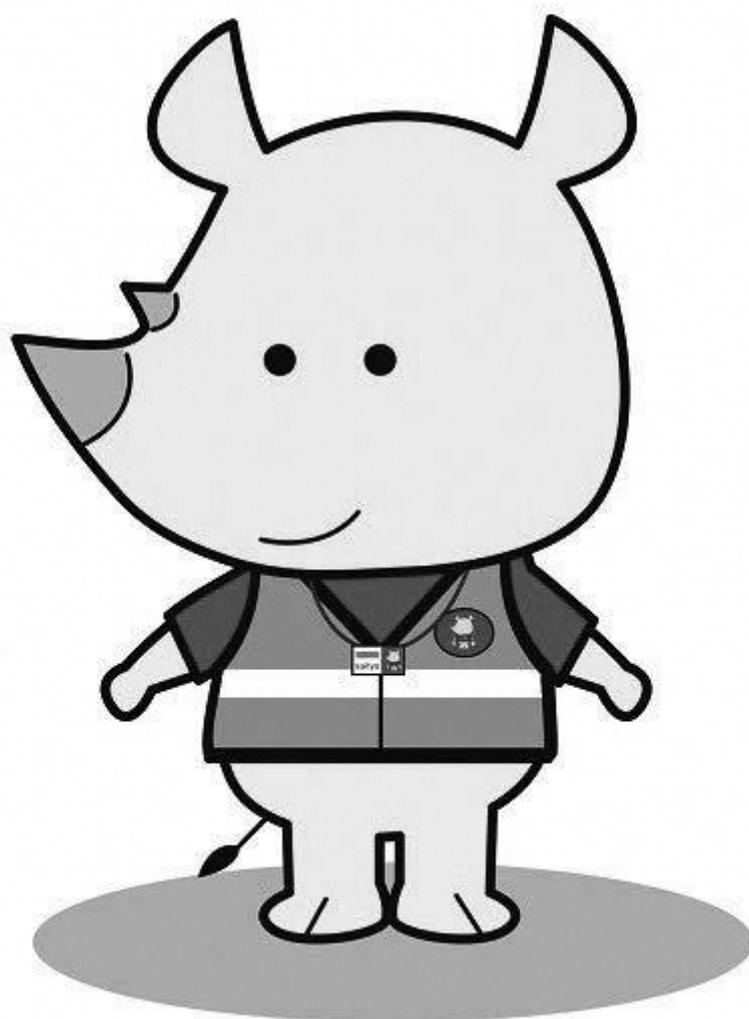


クリーンにいがた推進員 活動の手引き

令和6年度版



新潟市環境部 廃棄物対策課

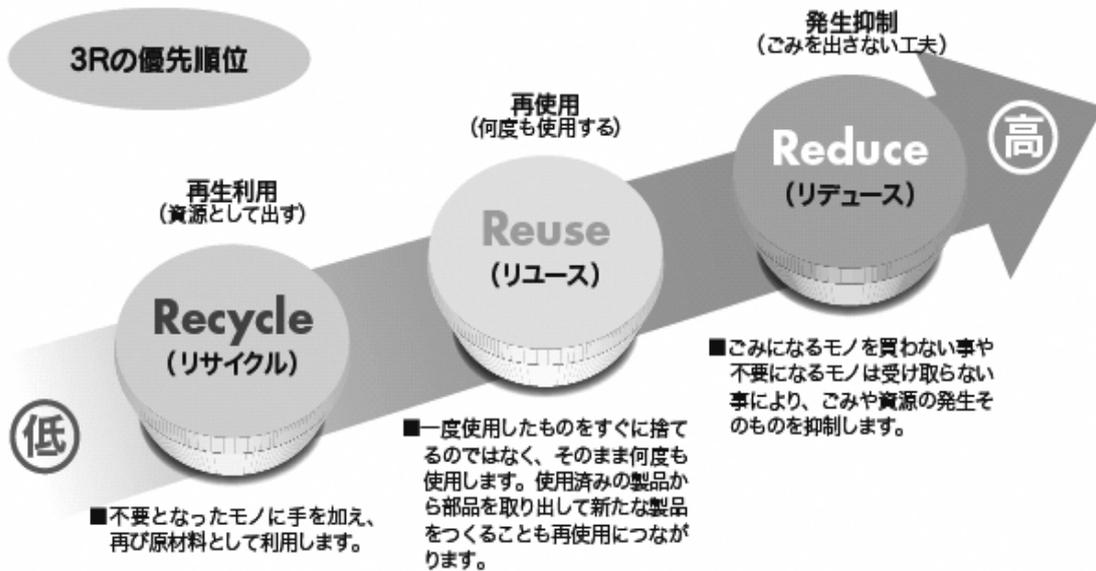
目 次

1	クリーンにいがた推進員とは	1
2	活動の内容	2
3	活動事例	4
4	新潟市の3R施策	5
5	ごみの分け方・出し方に関するQ&A	8
6	関係法令等	12
7	クリーンにいがた推進員の保険について	15
8	クリーンにいがた推進員に関する諸手続き	15
	(資料) 新潟市からのお知らせ	17
	[様式] クリーンにいがた推進員推薦書	19
	[様式] クリーンにいがた推進員退任届出書	21
	[様式] クリーンにいがた推進員活動報告書	23
	[様式] 口座振替申込書(新規・変更)	25

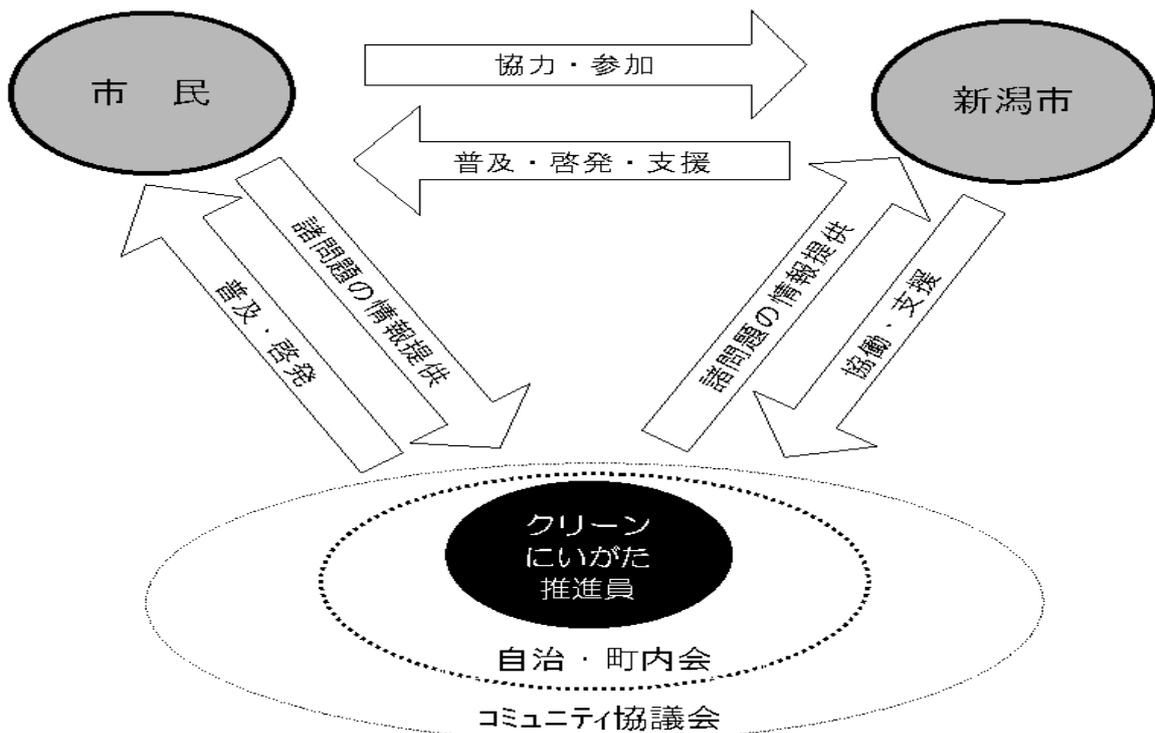


1 クリーンにいがた推進員とは…

ごみ減量制度を円滑に実施するため、地域における①3R（発生抑制・再使用・再生利用）②適正な分別排出③環境美化の促進及び普及啓発を図るリーダーとしての役割を担うことを目的とした制度です。



< クリーンにいがた推進員 制度のイメージ >



2 活動の内容

(1) 地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言

ごみ集積場等において、分別排出及び適正排出など、ごみ出しマナーの向上に関する助言をお願いします。

また、回覧板などを活用し、地域の皆さまにごみ分別等に関する情報発信をお願いします。

(活動例)

- 地域を見回り、町内のごみ排出実態を把握
→ 問題などがあれば、自治会・町内会などで解決の方法を話し合う。
- 分別の間違が多いごみについて、チラシを作成し、回覧
- 適正な排出についての看板を作成し、ごみ集積場に掲出

(2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発

地域での美化推進活動をお願いします。

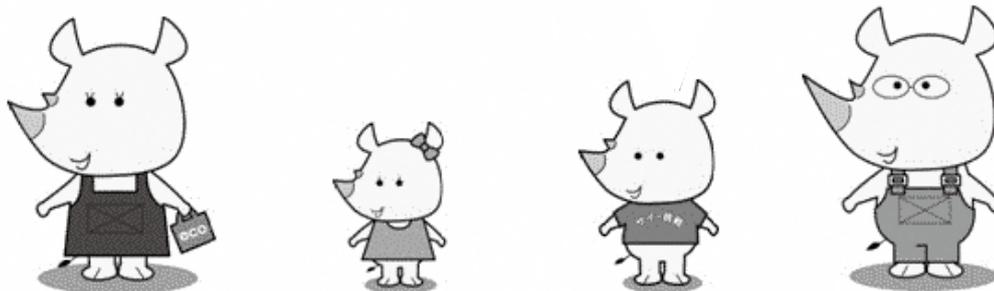
また、市からのお知らせなどの配布や、地域内での環境意識の普及啓発をお願いします。

(活動例)

- 地域一斉清掃や花の植栽などに積極的に参加
- 地域で独自に環境問題についての研修会を開催

参考 「市政さわやかトーク宅配便」～市職員による出前講座～

☎ 広聴相談課 TEL 025-226-2094



(3) 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整

ごみに関する地域の諸問題を市にお伝えいただき、問題解決へ向けて市との連携をお願いします。

(活動例)

○ごみ出しマナーの問題や、問題を解消した事例などの伝達

参 考 ごみ集積場の事例

ごみ出しマナーの問題 (違反ごみの散乱)	整然としている ごみ集積場
	

(4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力

「ごみ減量・リサイクル」「環境美化」のアンケートなどに協力をお願いします。

(活動例)

- 市が実施するアンケート調査への協力
- クリーンにいがた推進員研修会に参加し、内容を自治会・町内会で共有
- 1年間の活動を記録し、活動報告書を提出

3 活動事例

推進員の皆さまにご提出いただいた「活動報告書」から活動事例をご紹介します。活動の参考にしてください。

ごみ集積場にて

- ごみ集積場に立ち、分別指導を直接実施している。
- 「分別が分からない」と申し出た人に、良く分かるまで説明した。
- 違反ごみは数日置いてから処理するようにし、出した人に引き取りを呼びかけた。
- 自治会独自の違反シールを作成し、注意喚起を行った。
- ごみ集積場の補修や清掃、劣化した看板の付け替えを行った。
- カラス被害対策として、ネット使用から折りたたみ式に変更して効果があった。

回覧板やチラシを使って

- ごみの分別と、誤りの多いごみの正しい出し方を周知した。
周知内容の例
 - ・燃やすごみにリサイクル可能なプラマーク容器包装を混ぜないで！
 - ・燃やさないごみに特定5品目を混ぜないで！
 - ・入浴剤の缶を飲食用缶に出さないで！ ・びんはフタを外して出して！
- ごみ出しルールの周知やマナーを呼びかけた。
呼びかけの例
 - ・ごみ出し時間を守ってください！ ・前日のごみ出しはやめてください！
 - ・ごみ収集車が収集した後に、ごみを出すのはやめてください！
- 違反ごみの状況を把握し回覧板に掲載。悪質なものは写真付きで掲載した。
- 違反ごみの内容を記載したメモをとり、急を要するものは回覧板で告知。その他は1年分まとめて住民に報告している。
- クリーンにいがた推進員研修会の内容や市からのお知らせを町内に伝達した。

地域の美化活動

- 小・中学生や保護者会、老人会などと協力し、一斉清掃を実施した。
- 側溝、雨水升、下水路の泥上げや、害虫駆除のための薬剤散布を行った。
- 地域内の公園や道路脇の植え込みの除草を行い、花を植栽した。

その他のご意見

- 自治会の総会や役員会などでごみの分別について周知をし、意見交換を行った。
- 地域内のクリーンにいがた推進員同士の顔合わせと意見交換会を実施した。
- 管理会社を通じてアパートなどの住民にごみの分別周知をしてもらい、効果があった。
- 転入世帯にごみ出しルールの説明を行った。

4 新潟市の3R施策

(1) 新潟市ごみ減量制度

① 「10種13分別」によるリサイクルの推進 〔環〕循環社会推進課 TEL 025-226-1391

資源になるごみは可能な限り資源化を図り、焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により高品質なリサイクルを目指します。

	品 目	処 理
ごみ	1. 燃やすごみ 週3回/指定袋	焼却 → 熱回収 (電力・蒸気) → 埋立
	2. 燃やさないごみ 月1回/指定袋	破碎 → 金属回収 → 焼却・埋立
	3. 粗大ごみ 随時(申込制戸別収集)/シール	破碎 → 金属回収 → 焼却・埋立

	品 目	主な再商品化例	
資源	4.  プラマーク容器包装 週1回/透明または半透明の中身の見える袋	資源化処理	プラスチック製品の材料 高炉還元剤 など
	5. ペットボトル 月2回/透明または半透明 の中身の見える袋・ネット・コンテナ		繊維製品・ペットボトル
	6. 飲食用・化粧品びん 月2回/コンテナ		ガラスびん・建設資材
	7. 飲食用缶 月2回/透明または半透明の中身 の見える袋・コンテナ		アルミ缶・スチール缶 金属製品
	8. 特定5品目(乾電池類、蛍光管、水銀体温計、 ライター、スプレー缶類) 月1回/透明または 半透明の中身の見える袋		水銀など・金属製品
	9. 古紙類(新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック) 月2回/ひも・透明または半透明の中身の見える袋		紙製品
	10. 枝葉・草 週1回/ひも・透明または半透明の中身の見える袋		堆肥・燃料チップ

② 有料指定袋制・粗大ごみ処理券の導入 〔環〕循環社会推進課 TEL 025-226-1391

「ごみは有料・資源は無料」にすることで、ごみ減量・リサイクルの推進や分別の徹底を促します。

燃やすごみ・燃やさないごみ

(指定袋1枚あたり)

区分	手数料
大 (45リットル)	45円
中 (30リットル)	30円
小 (20リットル)	20円
極小 (10リットル)	10円
超極小 (5リットル)	5円

10枚単位で販売しています。

粗大ごみ(大きさによる)

(主な品目・1個あたりの料金)

品目名	手数料
ふとん	100円
自転車	200円
テーブル	300円
たんす	500円

品目毎に金額を設定

(100円、200円、300円、500円)

区役所・出張所・連絡所では【燃やさないごみ】に限り1枚単位で販売をしています。
(行政サービスコーナーでは指定袋の販売をしません。)

③ 各種事業一覧（令和6年度）

1 古紙資源化の一層の推進	
(1) 集団資源回収奨励金	・回収団体へ6円/kgの奨励金を交付
(2) 古紙行政収集支援金	・コミ協などへ3円/kgの支援金を交付
2 ごみ集積場設置等補助金	
ごみ集積場設置等補助金	・補助率3/4、上限額15万円/1集積場
3 家庭系生ごみ減量化対策事業	
(1) 生ごみ処理器購入費補助	・補助率1/2、EM・コンポスト 上限額3千円 電動処理機 上限額2万円
(2) 段ボールコンポストの販売	・セット500円、基材のみ400円で販売
4 地域清掃等への助成	
環境美化活動費への助成	・補助率4/5、補助基準額:250円×参加者数
5 コミュニティ協議会等の地域活動支援	
(1) ごみ出し支援事業	・ごみ出し困難な世帯に対してごみ出し支援を行う 団体に、支援金を支払う
(2) 新潟市地域活動補助金（各区役所）	・地域で行う循環型社会促進などの活動に対し支援 （東区・中央区・西区は地域課、北区・江南区・ 秋葉区・南区・西蒲区は地域総務課で手続き）
6 不法投棄・違反ごみ対策	
重点地区パトロール委託	

④ ボランティア袋の配付・取扱いについて

ごみ集積場での違反ごみの処理に使用するボランティア袋（「燃やすごみ用」「燃やさないごみ用」）を、ごみ集積場を管理している各自治会・町内会などで、管理していただいています。

ボランティア袋がない場合は、最寄りの区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）に申し込んでください。

☎各区区民生活課（中央区は窓口サービス課） TEL 16 頁参照

⑤ 美化清掃専用袋の配布・ボランティア清掃ごみの回収について

地域で一斉清掃を行う場合は、「美化清掃専用袋」をお渡しし、集めたごみを個別に収集しています。「美化清掃専用袋」はごみ集積場に出せませんので、ご注意ください。

地域で一斉清掃を行う場合は、あらかじめ清掃を実施する区の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）に申し込んでください。

☎各区区民生活課（中央区は窓口サービス課） TEL 16 頁参照

(2) 資源物の多様な排出機会の確保など

- ① 集団資源回収事業 問 各区区民生活課（中央区は窓口サービス課）・廃棄物対策課 TEL 16 頁参照

市では集団資源回収に対する奨励金制度（回収量 1kg あたり 6 円）を設けて、活動を促進しています。また、看板の譲与を行っています。

- ② 拠点回収事業 問 各区区民生活課（中央区は窓口サービス課）・廃棄物対策課 TEL 16 頁参照
（小型家電製品：循環社会推進課 TEL 025-226-1391）

幅広くリサイクルの受け皿を確保するため、公共施設やスーパー・コンビニなどを中心に拠点回収を実施しています。

回収品目	主な回収場所	回収場所数(令和6年度)
古紙類	清掃センターなど公共施設	7カ所
ペットボトル	スーパーなど	108カ所
乾電池	スーパーなど	88カ所
古布・古着	民間施設・清掃センターなど公共施設	9カ所
小型家電製品	公共施設・スーパー・福祉施設など	44カ所

(3) 啓発・環境美化事業

- ① 情報紙の発行 問 循環社会推進課 TEL 025-226-1391

ごみ分別などについての情報紙「サイチョPRESS」を作成し、新聞購読世帯などに年6回配布しています。

- ② 施設見学案内 問 循環社会推進課 TEL 025-226-1391

ごみ処理施設で施設見学を行っています。小学校4年生の社会科授業での見学など、大勢の市民が訪れています。

- ③ 図書・ビデオの閲覧・貸出 問 新田清掃センター TEL 025-263-1416

ごみ・環境問題についての図書、ビデオの閲覧・貸出を行っています。

- ④ 一斉清掃の実施 問 各区区民生活課（中央区は窓口サービス課） TEL 16 頁参照

海岸一斉清掃や各区での一斉清掃を支援し、環境美化意識の啓発を図っています。



5 ごみの分け方・出し方に関するQ&A

(1) 燃やすごみ

Q 生ごみを新聞紙で包んだり、レジ袋に入れてから「燃やすごみ」の指定袋に入れても良いですか？

A 良いです。

Q 「生ごみ」と「資源化対象外プラスチック（＝容器や包装以外のプラスチック製品そのもの）」は、別々の指定袋に入れなければならないですか？

A 同じ袋で良いです。

Q 「アルミ箔」「保冷剤」「乾燥剤」「プランターの土」「使い捨てカイロ」は何ごみですか？

A 「燃やすごみ」です。

Q 金具が付いたカバンなどは、金具を取らなければいけないのですか？

A 簡単に取れるものは分別してください。簡単に取れないようなら無理に取り外さなくても良いです。大部分が革、布やナイロンでできているカバンであれば「燃やすごみ」に出してください。

(2) 燃やさないごみ

Q 傘など指定袋からはみだすものは、どうしたら良いですか？

A 多少はみだしても良いですが、なるべく折るなどの工夫をして出してください。

Q 割れているものをそのまま指定袋に入れて良いですか？

A 割れているものは、袋が破れないように新聞紙などで包んで「割れ物危険」と表示し、指定袋に入れてください。

(3) プラマーク容器包装

Q 「 プラマーク容器包装」とはどんなものですか？

A 中身を使い切ったり取り出したりすると不要になるプラスチック製の容器や包装（目印は「プラマーク 」）です。容器や包装以外のプラスチック製品そのものは「燃やすごみ」に出してください。

Q お惣菜を包んでいるラップのように、シールの貼ってあるものや薬のカプセルの包装など、プラスチック以外のものを含んでいるものは何ごみですか？

A 「プラマーク 」が付いていれば、それ以外のものが一部含まれていても「 プラマーク容器包装」で出してください。

(4) 粗大ごみ

Q 粗大ごみの出し方を教えてください。

A 粗大ごみは、申込制による戸別収集を行っています。

粗大ごみ受付センターに電話 **025-290-5353** (にいがたくらしのごみごみ)

または、新潟市ホームページから申し込んでください。

申込時には、排出日、朝8時までに排出すること、排出場所、購入し貼付する「粗大ごみ処理券」の種類、排出する物に応じた注意事項などが伝えられます。

Q 「粗大ごみ 品目料金一覧」に載っているものは、全て粗大ごみですか？

A 指定の袋に入る大きさで「火災・破裂の原因となるもの」「材質が硬いもの」「広げると大きくなるもの」以外は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」で出してください。

Q テレビや冷蔵庫も申し込むことができますか？

A テレビ(ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・有機ELテレビ)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは家電リサイクル法対象品目ですので市では収集しません。販売店などでリサイクル料金を支払って処分してください。

なお、パソコンは、小型家電の拠点回収ボックスに入るものであれば、拠点回収ボックスに出すことができます。

(5) ペットボトル

Q ペットボトルのキャップとラベルは、どうすれば良いですか？

A キャップとラベルは、はずして「 プラマーク容器包装」に出してください。

(6) 飲食用・化粧品びん

Q 袋に入れたままコンテナに出しても良いですか？

A 袋から出して、びんだけコンテナに入れてください。

Q 飲食用びんとはどんなものですか？

A 内容物を口にすることができる飲食用のガラス製容器が対象です。

なお、強化ガラスや耐熱ガラスは、リサイクルに向きません。ガラスのコップやほ乳びんなどは「燃やさないごみ」に出してください。

Q 割れたびんも出して良いですか？

A ひびが入っている程度であれば良いですが、割れてしまった場合は、新聞紙などで包んで「燃やさないごみ」に出してください。

Q 使い切らずに中身の残った(固まった)マニキュアのびんを出して良いですか？

A 中身の残っているものは「燃やさないごみ」に出してください。

(7) 飲食用缶

Q お菓子の缶や食用油の缶は出して良いですか？

A 内容物を口にするのできる飲食用の金属製容器が対象となりますので良いです。

Q ペンキ、エンジンオイルの缶やスプレー缶類を出して良いですか？

A 内容物を口にするのできる金属製の容器は「燃やさないごみ」、スプレー缶類は「特定5品目」に出してください。

Q 一斗缶は出して良いですか？

A 処理に支障があることから、一斗缶以上のサイズは「燃やさないごみ」に出してください。

(8) 特定5品目 (乾電池類・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類)

Q 特定5品目とはどんなものですか？

A 「水銀などの有害物を含むもの」「爆発や破裂の危険性があるもの」が対象です。

有害物は、水銀を使用している「乾電池・ボタン型電池」「蛍光管」「水銀体温計」です。危険物は、収集車や処理施設の爆発・火災の原因となる「ライター」「スプレー缶類」です。また、モバイルバッテリー、小型充電式バッテリーも特定5品目に含まれます。

※処理施設の運転に支障をきたすことから、他のごみには絶対に混入しないでください。

Q 乾電池や蛍光管は、袋に入れるのですか？

A 袋に入れて良いです。ただし、割れやすい蛍光管や水銀体温計は、紙箱などに包んで出してください。

Q 電球は、特定5品目ですか？

A ボール型の蛍光管は、水銀を含むので「特定5品目」。白熱電球やLED電球は、水銀を含まないので「燃やさないごみ」です。

Q ライターやスプレー缶類は、中身が入ったままで出して良いですか？

A 収集車や処理施設の爆発・火災事故の原因となりますので、中身を使い切ってください。また、スプレー缶類は、風通しの良い場所でガス抜きキャップなどを使用し、中身を出しきってください。(穴は開けなくて結構です。)

(9) 古紙類 (①新聞 ②雑誌・雑がみ ③段ボール ④紙パック)

Q 新聞と折込みチラシは一緒に出して良いですか？

A 一緒に出してください。

Q 細かくちぎった紙は、何ごみですか？

A 透明または半透明の中身が見える袋に入れて、「雑誌・雑がみ」として出してください。

(9) 古紙類 (続き)

- Q お菓子などが入っていた箱やティッシュ箱、ノート、包装紙、紙袋などは、何ごみですか？
- A 紙以外のものをはずしてから「雑誌・雑がみ」として出してください。
- Q リサイクルできない紙はどんなものですか？
- A レシートなどの感熱紙、宅配便の伝票のようなカーボン紙、ガムやたばこなどの銀紙、お酒のパックなどのアルミコーティングしてある紙、写真、油紙、ロウ紙、ピザが入っていた紙箱（油汚れ）などです。

(10) 枝葉・草

- Q 角材やベニヤ板、木製家具は「枝葉・草」として出して良いですか？
- A 角材などは溶剤などが付着していることから、資源化处理（堆肥化）の支障となるため「燃やすごみ」か「粗大ごみ」で出してください。
- Q 枝を出すときは、どのくらいの大きさまで出して良いですか？
- A 長さは1m以内、太さは1本あたり直径15cm、一束の太さは直径30cm以内でひもでしばって出してください。
- Q 野菜くずや、土、砂などの「枝・葉・草」以外のものが混じっていても良いですか？
- A 野菜（枝豆・ナスなどの茎・つる・殻。家庭菜園含む。）は腐敗するため、「燃やすごみ」に出してください。土・砂はリサイクルに支障があるためよく落としてください。

(11) 収集できなかったごみ

- Q 収集できない旨のシールが貼付されたごみはどうなるのですか？
- A シールが貼付されたごみは、集積場に残すことにより出した人に間違いを呼びかけます。その後、次回収集時に収集するなど、地域の実情に応じて対応しています。燃やさないごみなど次回の収集まで期間があるなどの場合は、自治会からの申し出により回収を行います。
- Q シールの内容について教えてください。
- A 下記のシールに日付を記入し、収集できない理由チェックする形で表示します。

	収集できませんでした。 (出した人は持ち帰ってください。)
<input type="checkbox"/> 分別されていません。	<input type="checkbox"/> 粗大ごみです。 (申し込みが必要です。)
<input type="checkbox"/> 決められた出し方ではありません。	<input type="checkbox"/> 1月・2月は「枝葉・草」の回収がない月です。
<input type="checkbox"/> ごみを出す日が違います。	<input type="checkbox"/> 市で処理(収集)できないごみです。 ㊦新潟市
<input type="checkbox"/> 有料指定袋で出してください。	
<input type="checkbox"/> 特定5品目が入っています。	
備考	

6 関係法令等

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2) 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の自主的な活動)

第8条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(商品の選択)

第9条 市民は、商品の購入に際して、再利用が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び環境の保全を考慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(家庭系廃棄物の排出方法等)

第17条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については市の一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、規則で定める排出方法を遵守し、所定の集積場等へ持ち出さなければならない。

3 前項に規定する家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長に届け出て、市民が共同で設置するものとし、当該市民は清掃を行う等により、その集積場の清潔の保持に努めなければならない。

(排出禁止物)

第23条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) 再生利用を促進することが必要と認められる物として、規則で定める物
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じる物

2 市民及び事業者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする場合は、市長の指示に従わなければならない。

(地域の清潔の保持)

第32条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その地先の道路、側溝等についても清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第33条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、湖沼、港湾その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、及び適正に処理しなければならない。

(土地又は建物の管理)

第34条 土地又は建物の占有者は、占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないように周囲に囲いを設ける等、適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられた場合は、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(3) クリーンにいがた推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーンにいがた推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における自治会等とは、新潟市自治会事務委託要綱第2条で定めるものをいう。

(推進員の登録等)

第3条 推進員は、自治会等からの推薦により選出し、市はこれを登録し通知する。

2 推薦は、クリーンにいがた推進員推薦書(別記様式第1号)により行うものとする。

(任期等)

第4条 推進員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 複数の推進員を推薦した場合は、代表者を置くものとする。

3 任期途中で推進員が退任する場合は、クリーンにいがた推進員退任届出書(別記様式第2号)により届出るものとする。

(推進員の活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

(1) 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言

(2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発

(3) 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整

(4) 市の環境事業に関する調査・情報収集等の協力

(研修)

第6条 市は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告)

第7条 推進員は、クリーンにいがた推進員活動報告書(別記様式第3号)により、市長に活動状況を報告しなければならない。

(報奨金)

第8条 市は、第4条に基づき推進員を推薦した自治会等に対し、報奨金を支払うものとする。

2 報奨金額は、別表第1に掲げるものとする。

3 報奨金は、口座振替申込書(別記様式第4号)により指定された口座に振り込むものとする。

(報奨金の返還)

第9条 市は、すでに報奨金の支払いが行われた場合でも、第7条の報告がない自治会等に対し、その金額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

(任期の特例等)

2 平成19年度中に登録された推進員の任期は、第4条第1項の規定に係らず、平成21年3月31日までとする。

3 第7条の規定に係らず、平成19年度における活動報告は、不要とする。

附則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

世帯数※		報奨金額(年間)	世帯数※		報奨金額(年間)
1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円
2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円
3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円
4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円

※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第5条第2号に規定する第1期の基準日における登録数とする

7 クリーンにいがた推進員の保険について

自治会・町内会から推薦されたクリーンにいがた推進員が活動中に怪我などをした場合には、新潟市市民活動保険が適用される場合があります。事故発生後は速やかにご連絡ください。

※怪我の治療などに要した全額が保障されるわけではありません。

☎ 廃棄物対策課 TEL 025-226-1405

8 クリーンにいがた推進員に関する諸手続き

(1) 基本情報

項目	内容																														
登録	自治会などからの推薦により選出し、市で登録 各自治会などに代表者1名を置きます。																														
任期	1年間（4月～翌年3月まで）、途中退任・再任可																														
活動	2～4頁参照																														
研修	5～8月に地区ごとに開催																														
報告	年度末までに、各自治会などの推進員の代表者が別記様式第3号 「クリーンにいがた推進員活動報告書」を市に提出します。																														
報奨金	<p>年度末に自治会などへ登録世帯数に応じ支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯数※</th> <th>報奨金額(年間)</th> <th>区分</th> <th>世帯数※</th> <th>報奨金額(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～ 50</td> <td>10,000円</td> <td>5</td> <td>201～300</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>51～100</td> <td>15,000円</td> <td>6</td> <td>301～400</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>101～150</td> <td>20,000円</td> <td>7</td> <td>401～500</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>151～200</td> <td>25,000円</td> <td>8</td> <td>501～</td> <td>65,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第5条第2号に規定する第1期の基準日における登録数とする</p>	区分	世帯数※	報奨金額(年間)	区分	世帯数※	報奨金額(年間)	1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円	2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円	3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円	4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円
区分	世帯数※	報奨金額(年間)	区分	世帯数※	報奨金額(年間)																										
1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円																										
2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円																										
3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円																										
4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円																										

(2) スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		←	①	→		←	②	→	←	③	→
									←	④	→
											←
											⑤

- ① クリーンにいがた推進員研修会
- ② 施設見学会
- ③ 令和6年度活動報告書の提出
- ④ 令和7年度推進員の推薦
- ⑤ 報奨金の口座振込

(3) 手続き一覧

No.	手 続 名	手 続 方 法
1	推進員の推薦	自治会などの代表者が、「クリーンにいがた推進員推薦書」(18頁記載例参照)に所定事項を記載し提出
2	推進員の退任	自治会などの代表者が、「クリーンにいがた推進員退任届出書」(20頁記載例参照)に所定事項を記載し提出
3	推進員の変更	自治会などの代表者が、新任者を「クリーンにいがた推進員推薦書」(18頁記載例参照)に、また、退任者を「クリーンにいがた推進員退任届出書」(20頁記載例参照)に記載し、両方提出
4	活動報告書	自治会などの推進員の代表者が「クリーンにいがた推進員活動報告書」(22頁記載例参照)に所定事項を記載し提出
5	自治会など口座の変更	自治会などの代表者が、「口座振替申込書(新規・変更)」(24頁記載例参照)に所定事項を記載し提出

<提出先>

環境部廃棄物対策課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1
TEL 025-226-1405 FAX 025-222-7032

(4) お問い合わせ先

◆制度に関するお問い合わせ先

課	担当係	所在地	TEL	FAX
廃棄物対策課	分別・美化グループ	951-8550 中央区学校町通 1-602-1	025-226-1405	025-222-7032
循環社会推進課	企画グループ		025-226-1391	

◆各区の窓口

区	担当課・係	所在地	TEL	FAX
北区	区民生活課 生活環境係	950-3393 北区東栄町 1-1-14	025-387-1295	025-387-1020
東区	〃 生活環境係	950-8709 東区下木戸 1-4-1	025-250-2285	025-273-9982
中央区	窓口サービス課 生活環境係	951-8553 中央区西堀通 6-866	025-223-7168	025-225-7087
江南区	区民生活課 生活環境係	950-0195 江南区泉町 3-4-5	025-382-4254	025-381-7090
秋葉区	〃 生活環境係	956-8601 秋葉区程島 2009	0250-25-5678	0250-25-2601
南区	〃 生活環境担当	950-1292 南区白根 1235	025-372-6145	025-371-5572
西区	〃 生活環境係	950-2097 西区寺尾東 3-14-41	025-264-7261	025-269-2702
西蒲区	〃 生活環境係	953-8666 西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8312	0256-73-7252

～ 新潟市からのお知らせ ～

電池や小型充電式電池を 燃やさないごみに出さないで！！

※小型充電式電池・・・モバイルバッテリーや、スマートフォンなどに
内蔵されている、充電して繰り返し使用する電池



燃やさないごみに電池類が混入しており、
ごみ処理施設での発煙や発火が多発しています。

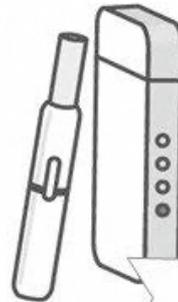
電池類が取り外せない製品は 特定5品目^{月1回}に出してください



◀電気
シェーバー



◀電動
歯ブラシ



◀加熱式
タバコ
など

【特定5品目の出し方】

透明または半透明の中身の見える袋に入れてください。

コード類や付属品
は外して、
燃やすごみや、
燃やさないごみに
出してください

袋に入らない場合は**粗大ごみ**に出してください

粗大ごみ受付センター ☎025-290-5353

※お申し込み時に「電池が取り外せない」
旨を伝えてください。

発行／新潟市環境部循環社会推進課 企画グループ ☎025-226-1391

記載例

別記様式第1号

クリーンにいがた推進員推薦書

令和6年4月1日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称： 新潟市自治会

自治会等の代表者氏名： 新潟 太郎

住 所： 中央区学校町通 1-602-1

電話番号： 025-228-1000

自治会等の情報	世帯数：88	小学校区：鏡淵
---------	--------	---------

クリーンにいがた推進員について、次のとおり推薦します。

(記載上の注意事項)

- ①複数名推薦する場合は、代表者の区分欄に○印をお付け下さい。
- ②6名以上の推進員を推薦する場合はこの様式を複写してご記入願います。

区分	No.	氏名	連絡先	備考
○	1	(フリガナ) ニイガタ イチロウ 新潟 一郎	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-2 電話番号 025-226-1405	新任 ・ 再任
	2	(フリガナ) ニイガタ ジロウ 新潟 次郎	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-3 電話番号 025-226-1407	新任 ・ 再任
	4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任
	5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任

複数名推薦される場合は、代表者を一番上の欄にご記入ください

住所（地番、番号まで）、電話番号を記入してください

前年度から引き続きの場合は「再任」、それ以外は「新任」に○をつけてください。

クリーンにいがた推進員推薦書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

自治会等の情報	世帯数：	小学校区：
---------	------	-------

クリーンにいがた推進員について、次のとおり推薦します。

(記載上の注意事項)

- ①数名推薦する場合は、代表者の区分欄に○印をお付け下さい。
- ②6名以上の推進員を推薦する場合はこの様式を複写してご記入願います。

区分	No.	氏 名	連絡先	備考
○	1	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任

記載例

別記様式第2号

クリーンにいがた推進員退任届出書

令和6年9月6日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称： **新潟市自治会**

自治会等の代表者氏名： **新潟 太郎**

住 所： **中央区学校町通 1-602-1**

電話番号： **025-228-1000**

クリーンにいがた推進員の退任について、次のとおり届出いたします。

(記載上の注意事項)

① 6名以上の対象者がいる場合はこの様式を複写してご記入願います。

No.	氏 名	連絡先
1	(フリガナ) ニイガタ イチロウ 新潟 一郎	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区

クリーンにいがた推進員退任届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員の退任について、次のとおり届出いたします。

(記載上の注意事項)

① 6名以上の対象者がいる場合はこの様式を複写してご記入願います。

No.	氏 名	連絡先
1	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区

記載例

別記様式第3号

クリーンにいがた推進員活動報告書

令和7年1月20日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称： **新潟市自治会**

推進員の代表者氏名： **新潟 次郎**

住 所： **中央区学校町通 1-602-1**

電話番号： **025-228-1000**

- ①自治会等の推進員が、年度内に行った活動等をご報告ください。
②活動報告書は、推進員の代表者をご記入ください。

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックしてください。

項目	具体的な活動内容
<input checked="" type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	<input checked="" type="checkbox"/> ゴミ集積場を巡回し分別指導等を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 回覧板・看板等によるごみ分別等の周知 <input type="checkbox"/> 市職員を招いて講習会の開催 <input type="checkbox"/> その他 []
<input checked="" type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 地域内一斉清掃（クリーン作戦等）を実施 <input type="checkbox"/> ゴミ集積場の清掃，周辺の草刈り及び除雪 <input type="checkbox"/> 違反ごみ，不法投棄ごみをボランティア袋等にて処理 <input type="checkbox"/> その他 []
<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し，市と地域住民との連絡及び調整	<input checked="" type="checkbox"/> 自治・町内会の会議や集会等でごみ分別等について意見交換，周知を実施 <input type="checkbox"/> 違反ごみ，ごみの出し方などについて市に相談をした <input type="checkbox"/> その他 []
<input checked="" type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査，情報収集等の協力	<input type="checkbox"/> 推進員研修会に参加（ 月 日） <input type="checkbox"/> 推進員施設見学会に参加（ 月 日） <input checked="" type="checkbox"/> その他 [市職員を講師として勉強会を開催]

クリーンにいがた推進員活動報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称：

推進員の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックしてください。

項目	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	<input type="checkbox"/> ごみ集積場を巡回し分別指導等を実施 <input type="checkbox"/> 回覧板・看板等によるごみ分別等の周知 <input type="checkbox"/> 市職員を招いて講習会の開催 <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	<input type="checkbox"/> 地域内一斉清掃（クリーン作戦等）を実施 <input type="checkbox"/> ごみ集積場の清掃，周辺の草刈り及び除雪 <input type="checkbox"/> 違反ごみ，不法投棄ごみをボランティア袋等にて処理 <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し，市と地域住民との連絡及び調整	<input type="checkbox"/> 自治・町内会の会議や集会等でごみ分別等について意見交換，周知を実施 <input type="checkbox"/> 違反ごみ，ごみの出し方などについて市に相談をした <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査，情報収集等の協力	<input type="checkbox"/> 推進員研修会に参加（ 月 日） <input type="checkbox"/> 推進員施設見学会に参加（ 月 日） <input type="checkbox"/> その他 []

記載例

別記様式第4号

口座振替申込書（新規・変更）

令和6年4月1日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称：新潟市自治会

自治会等の代表者氏名：新潟 太郎

住所：中央区学校町通 1-602-1

電話番号：025-228-1000

新潟市から支払われる、クリーンにいがた推進員報奨金は、下記の金融機関の口座に振り替えてください。

記

（記載上の注意事項）

- ①振替口座の名義は、自治会等の名称が含まれているものに限り。また、口座名義人が自治会等の代表者と異なる場合は、下記の委任状に記名が必要です。②金融機関：該当する箇所にお印をお付け下さい。③種別：該当する箇所にお印をお付け下さい。

Table with columns for 金融機関, 銀行名, 学校町, 種別, 口座番号, and 口座名義. Includes handwritten annotations like '銀行' and '普通' circled in red.

委任状 (Power of Attorney) form. Includes a callout box with text: '口座名義が自治会名のみ、または自治会の代表者（会長）以外の場合のみご記入願います。' and a signature line for 新 潟 市 長.

ごみ関連チャットボットをご利用ください

ごみの分別方法、粗大ごみ処理手数料、ごみの収集日（ごみカレンダー）など、ごみについてのお問い合わせに、AI（人工知能）が回答します。

○パソコンやスマートフォンから 24 時間、待ち時間なく利用することができます。

○質問例

- ・土の処分方法は？
- ・学校町通 1 番町のごみカレンダーは？
- ・いすのごみ処理手数料は？

○「質問を直接入力する」「選択肢を選んでいく」2通りの利用方法があります。

<利用方法>

インターネット版

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomishigen/chatbot.html>

上記 URL

またはこちらから ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒



右下に「サイチョ」
が現れるのでクリック！

LINE 版

「新潟市ごみ関連チャットボット」

アカウントから利用

こちらから ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

